

コンプライアンスの推進

阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針

阪神高速は、役員及び社員一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持った行動をすることが企業活動の基本であると認識し、以下の方針を実践することで、社会から信頼される企業であることを目指します。

この「コンプライアンス基本方針」を「経営方針」、「行動規範」とともに絶えず意識して実践することによって、「企業理念」を実現し、企業市民の一員として阪神高速に求められる社会的な使命を果たしてまいります。

阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針の項目

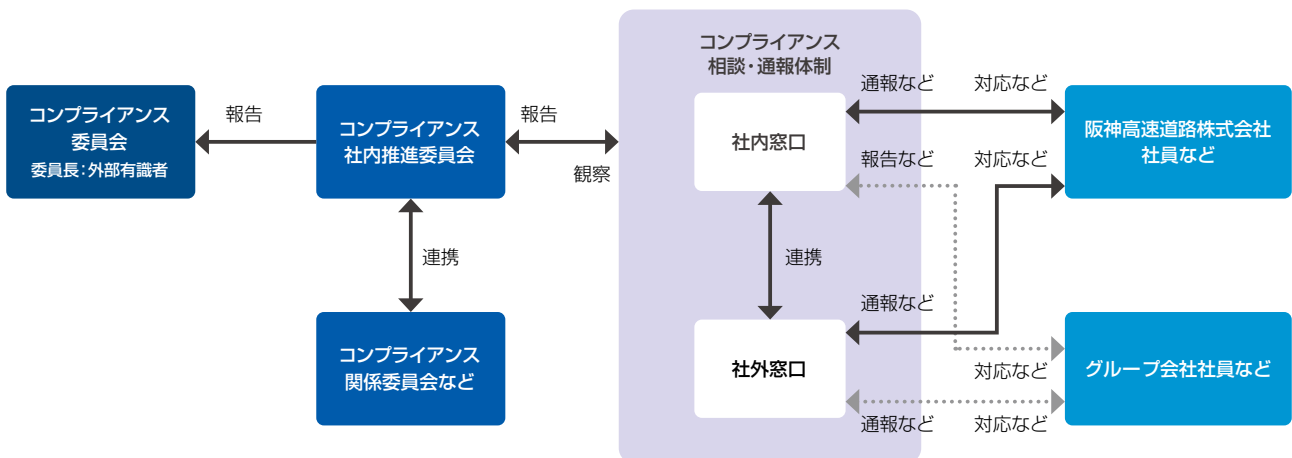
- 社会との調和
- 公正かつ透明な手続きによる適正な取引
- 個人情報保護の徹底
- 反社会的勢力との対峙
- 法令の精神の遵守
- 企業情報の積極開示
- 人権の尊重
- 経営トップによる関与

推進体制

役員や社員一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持った行動をすることが企業活動の基本であると認識し、社会から信頼される企業であることを目指します。

行動規範で掲げる「社会との調和」を具体化するため、「コンプライアンス基本方針」を策定するとともに、コンプライアンス委員会の設置、「阪神高速グループコンプライアンス月間」(毎年10月)におけるさまざまな取り組みなどにより、コンプライアンスの意識向上、周知徹底を図っています。

コンプライアンス推進体制



コンプライアンス徹底に向けた取り組み

阪神高速では、倫理に関する社員の行動規準、禁止事項、報告または申請が必要な事項を定めた倫理規程、コンプライアンスに関する相談・通報窓口、相談・通報があったときの対応、通報者の保護を定めた相談・通報に関する要領、個人情報の取り扱い、管理体制などを定めた個人情報に関する規則などを制定しています。情報開示に関しては、規則を制定したうえで、当社ホームページに開示手続きに関するページを設け一般に公開することにより、会社の経営の透明性の確保を図っています。

また、コンプライアンスの手引きを作成し、当社の業務に関連するものを選定し、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを明らかにしています。

そして、コンプライアンスに関する意識の浸透度合いを把握するため、隔年でアンケートを実施しています。

人権の尊重

「コンプライアンス基本方針」に「人権の尊重」を掲げるとともに、阪神高速グループ一体となって人権尊重・人権教育および啓発など(以下「人権啓発」という)に取り組んでいます。社員への人権啓発にあたっては、同和問題を中心にさまざまな人権問題に関する研修を継続的に行っています。

また、毎年12月の人権週間にあわせて、当社グループ全体での啓発に資するべく「人権標語」の募集を行うとともに、講演会を実施しています。



人権問題に関する講演会の様子

公正な取引の推進

発注の競争性・透明性・公正性の向上を図っています。

主な取り組み

- ① 契約制限価格が250万円を超える発注は、原則として一般競争入札を実施
- ② 工事および建設コンサルタント業務等の入札は、原則として総合評価落札方式で電子入札を実施
- ③ 工事は四半期ごと、建設コンサルタント業務等および購入等は半期ごとに年間発注見通しを公表
- ④ 入札契約の都度、入札結果や契約の内容などを公表
- ⑤ 「入札監視委員会」において、入札・契約の過程および契約内容を審議
- ⑥ 入札談合に関する情報の通報などがあった場合、「公正入札調査委員会」において対応などについて審議
- ⑦ 工事および建設コンサルタント業務等の契約手続きにおいて、受注者などに対して、暴力団等排除のための誓約書の提出を義務付け